

島根原子力発電所第2号機 審査資料	
資料番号	NS2-添1-073改01(比)
提出年月日	2022年2月18日

先行審査プラントの記載との比較表

(VI-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書)

2022年2月

中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書)

実線・・設備運用又は体制等の相違 (設計方針の相違)
 波線・・記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)
 ■・・前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考																										
比較表において、相違理由を類型化したものについて以下にまとめて記載する。下記以外の相違については、備考欄に相違理由を記載する。																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">相違No.</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>島根 2号機は常設代替交流電源設備としてガスタービン発電機を使用する</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>島根 2号機は高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を有する</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>島根 2号機の緊急時対策所用発電機は可搬型を使用する</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>島根 2号機のモニタリングポスト用発電機は常用電源設備として整理</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>島根 2号機は可搬型代替交流電源設備として高圧発電機車を使用する</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>島根 2号機は本説明書にHEAFの設計方針を記載</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>島根 2号機はHEAF対策について対策が必要となる全ての盤について補正する</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>島根 2号機の原子炉補機代替冷却系 (移動式代替熱交換設備) は常設代替交流電源設備から電源供給を行う</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>火力省令第19～23条はガスタービンに関する要求であり、①の相違により準用する条項が異なる</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>島根 2号機は可搬型直流電源設備として、高圧発電機車と常設充電器 (B1-115V系充電器 (SA) , SA用115V系充電器及び230V系充電器 (常用)) を組み合わせて使用する</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>島根 2号機は高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を有しており、全交流動力電源喪失時に加え、高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機が健全な場合 (全交流動力電源喪失に至らない場合) で非常用所内電気設備への電源供給が出来ない場合も可搬型代替交流電源設備を使用する</td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td>島根 2号機は可搬型直流電源設備を使用する場合の必要負荷として常設充電器 (B1-115V系充電器 (SA) , SA用115V系充電器及び230V系充電器 (常用)) を想定しているが、常設充電器は非常用所内電気設備及び代替所内電気設備へ電源供給する場合に包含されるため、個別の想定負荷としていない</td> </tr> </tbody> </table>				相違No.	相違理由	①	島根 2号機は常設代替交流電源設備としてガスタービン発電機を使用する	②	島根 2号機は高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を有する	③	島根 2号機の緊急時対策所用発電機は可搬型を使用する	④	島根 2号機のモニタリングポスト用発電機は常用電源設備として整理	⑤	島根 2号機は可搬型代替交流電源設備として高圧発電機車を使用する	⑥	島根 2号機は本説明書にHEAFの設計方針を記載	⑦	島根 2号機はHEAF対策について対策が必要となる全ての盤について補正する	⑧	島根 2号機の原子炉補機代替冷却系 (移動式代替熱交換設備) は常設代替交流電源設備から電源供給を行う	⑨	火力省令第19～23条はガスタービンに関する要求であり、①の相違により準用する条項が異なる	⑩	島根 2号機は可搬型直流電源設備として、高圧発電機車と常設充電器 (B1-115V系充電器 (SA) , SA用115V系充電器及び230V系充電器 (常用)) を組み合わせて使用する	⑪	島根 2号機は高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を有しており、全交流動力電源喪失時に加え、高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機が健全な場合 (全交流動力電源喪失に至らない場合) で非常用所内電気設備への電源供給が出来ない場合も可搬型代替交流電源設備を使用する	⑫	島根 2号機は可搬型直流電源設備を使用する場合の必要負荷として常設充電器 (B1-115V系充電器 (SA) , SA用115V系充電器及び230V系充電器 (常用)) を想定しているが、常設充電器は非常用所内電気設備及び代替所内電気設備へ電源供給する場合に包含されるため、個別の想定負荷としていない
相違No.	相違理由																												
①	島根 2号機は常設代替交流電源設備としてガスタービン発電機を使用する																												
②	島根 2号機は高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を有する																												
③	島根 2号機の緊急時対策所用発電機は可搬型を使用する																												
④	島根 2号機のモニタリングポスト用発電機は常用電源設備として整理																												
⑤	島根 2号機は可搬型代替交流電源設備として高圧発電機車を使用する																												
⑥	島根 2号機は本説明書にHEAFの設計方針を記載																												
⑦	島根 2号機はHEAF対策について対策が必要となる全ての盤について補正する																												
⑧	島根 2号機の原子炉補機代替冷却系 (移動式代替熱交換設備) は常設代替交流電源設備から電源供給を行う																												
⑨	火力省令第19～23条はガスタービンに関する要求であり、①の相違により準用する条項が異なる																												
⑩	島根 2号機は可搬型直流電源設備として、高圧発電機車と常設充電器 (B1-115V系充電器 (SA) , SA用115V系充電器及び230V系充電器 (常用)) を組み合わせて使用する																												
⑪	島根 2号機は高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を有しており、全交流動力電源喪失時に加え、高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機が健全な場合 (全交流動力電源喪失に至らない場合) で非常用所内電気設備への電源供給が出来ない場合も可搬型代替交流電源設備を使用する																												
⑫	島根 2号機は可搬型直流電源設備を使用する場合の必要負荷として常設充電器 (B1-115V系充電器 (SA) , SA用115V系充電器及び230V系充電器 (常用)) を想定しているが、常設充電器は非常用所内電気設備及び代替所内電気設備へ電源供給する場合に包含されるため、個別の想定負荷としていない																												
比較表において、相違理由を類型化したものについて以下にまとめて記載する。下記以外の相違については、備考欄に相違理由を記載する。																													

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
		VI-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		目 次	
		1. 概要 1	
		2. 基本方針 2	
		2.1 常設の非常用発電装置の出力に関する設計方針 2	
		<u>2.1.1 ガスタービン機関</u> 3	・設備の相違 【東海第二】 島根2号機は常設代替交流電源設備としてガスタービン発電機を使用する (以下, ①の相違)
		2.1.2 内燃機関 4	
		2.1.3 発電機 4	
		2.1.4 遮断器 5	
		2.1.5 その他電気設備 6	
		2.2 可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針 17	
		2.2.1 可搬型の非常用発電装置 17	
		3. 施設の詳細設計方針 19	
		3.1 非常用ディーゼル発電機 19	
		3.1.1 設計基準対象施設 19	
		3.1.2 重大事故等対処設備 26	
		3.2 <u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</u> 28	・設備の相違 【柏崎7】 島根2号機は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を有する (以下, ②の相違)
		3.2.1 設計基準対象施設 28	
		3.2.2 重大事故等対処設備 30	
		3.3 <u>ガスタービン発電機</u> 31	・設備の相違 【東海第二】 ①の相違
		3.3.1 <u>ガスタービン機関</u> 31	・設備の相違 【東海第二】
		3.3.2 発電機 31	島根2号機の緊急時対策所用発電機は可搬型を使用する (以下, ③の相違)

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
			<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎7】</p> <p>島根2号機のモニタリングポスト用発電機は常用電源設備として整理</p> <p>(以下, ④の相違)</p> <p>3.4 可搬型の非常用発電装置 34</p> <p>3.4.1 高圧発電機車 34</p> <p>3.4.2 緊急時対策所用発電機 37</p> <p>3.4.3 可搬式窒素供給装置用発電設備 38</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>③の相違</p> <p>島根2号機は可搬型代替交流電源設備として高圧発電機車を使用する</p> <p>(以下, ⑤の相違)</p>

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
		<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第 45 条及び第 72 条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(以下「解釈」という。)に基づき設置する<u>非常用ディーゼル発電設備のディーゼル機関及び発電機</u> (以下「非常用ディーゼル発電機」という。)及び<u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備のディーゼル機関及び発電機</u> (以下「高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機」という。), 技術基準規則第 72 条及びその解釈に基づき設置する<u>ガスタービン発電機及び高圧発電機車</u>, 技術基準規則第 76 条, 第 77 条及びその解釈に基づき設置する<u>緊急時対策所用発電機</u>, 技術基準規則第 63 条, 第 65 条及び第 67 条並びにそれらの解釈に基づき設置する<u>可搬式窒素供給装置用発電設備</u>の出力の決定に関して説明するものである。</p> <p>また, 技術基準規則第 48 条及び第 78 条に基づく「発電用火気設備に関する技術基準を定める省令」(以下「火力省令」という。)及び「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」(以下「原子力電技命令」という。)の準用について, 本資料にて非常用電源設備の<u>ガスタービン機関及び内燃機関</u>に対する火力省令への適合性, 並びに非常用電源設備の発電機, 遮断器及びその他電気設備に対する原子力電技命令への適合性について説明するものである。</p> <p><u>さらに, 技術基準規則第 45 条第 3 項第 1 号及びその解釈に規定する「高エネルギーのアーカ放電による電気盤の損壊の拡大を防止するために必要な措置」として, アーク放電の遮断時間の適切な設計方針について説明するものである。</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎 7】 ②, ④の相違 島根 2 号機の緊急時対策所用発電機は 76 条及び 77 条に基づき設置している</p> <p>【東海第二】 ⑤の相違 ・他号機と共用しない 【柏崎 7】</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ①の相違</p> <p>・記載方針の相違 【東海第二】 島根 2 号機は本説明書に HEAF の設計方針を記載 (以下, ⑥の相違) 【柏崎 7】 島根 2 号機は HEAF 対策について対策が必要となる全ての盤について補正する (以下, ⑦の相違)</p>

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>2. 基本方針</p> <p>2.1 常設の非常用発電装置の出力に関する設計方針</p> <p>設計基準対象施設のうち常設の非常用発電装置である非常 用ディーゼル発電機及び<u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</u> は、設計基準事故時に発電用原子炉施設の安全性を確保す るために必要な装置の機能を維持するため、運転時の異常な 過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安全施設及び 設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するた めに必要な電力を供給できる出力を有する設計とする。また、 工学的安全施設等の設備が必要とする電源が所定の時間内に 所定の電圧に到達し、継続的に供給できる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備のうち常設の非常用発電装置である非 常用ディーゼル発電機、<u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</u> <u>及びガスタービン発電機</u>は、重大事故等が発生した場合に おいて、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、<u>燃料プ ール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料 体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給できる出 力を有する設計とする。</u></p> <p>非常用ディーゼル発電機は、<u>2</u> 系統の母線で構成する非常 用高圧母線に接続し、高圧補機へ給電する設計とする。また、 動力変圧器を通して降圧し、<u>2</u> 系統の母線で構成する非常用 低圧母線の低圧補機へ給電する設計とする。</p> <p><u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、非常用高圧母線 (高圧炉心スプレイ系) に接続し、高圧補機へ給電する設計 とする。また、HPCS 動力変圧器を通して降圧し、非常用低圧 母線の低圧補機へ給電する設計とする。</u></p> <p><u>ガスタービン発電機は、外部電源系、非常用ディーゼル発 電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の機能が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合又は外部電源系及び非常用 ディーゼル発電機の機能が喪失した場合に、重大事故等の対 応に必要な設備へ電力を供給できる設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎 7】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 7】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 7】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 7】 ②の相違</p> <p>・記載方針の相違 【東海第二】 島根 2 号機は全交流 動力電源喪失時も常設 代替交流電源設備を使 用することを記載</p> <p>・運用の相違 【柏崎 7】 島根 2 号機は高圧炉 心スプレイ系ディーゼ ル発電機を有しており、 全交流動力電源喪失時</p>

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>ガスタービン発電機は、設置(変更)許可申請書の添付書類十における、重大事故等時に想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる「<u>全交流動力電源喪失(長期TB)</u>、<u>全交流動力電源喪失(TBD, TBU)</u>、<u>全交流動力電源喪失(TBP)</u>」時に電力を供給できる出力を有する設計とする。また、<u>移動式代替熱交換設備</u>へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>設計基準対象施設及び重大事故等対処施設に施設する非常用発電装置である非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機並びに重大事故等対処施設に施設する非常用発電装置であるガスタービン発電機(ガスタービン機関及び内燃機関については、燃料系を含める。)及び緊急時対策所用燃料地下タンクは、火力省令第19～23条、第25～29条のうち関連する事項を準用する設計とする。ガスタービン及び附属設備は、「ガスタービン等の構造」、「調速装置」、「非常停止装置」、「過圧防止装置」及び「計測装置」について各事</p>	<p>に加え、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機が健全な場合(全交流動力電源喪失に至らない場合)で非常用所内電気設備への電源供給が出来ない場合も常設代替交流電源設備を使用する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 <p>【柏崎7】 最大負荷となる事故シーケンスの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用の相違 <p>【東海第二、柏崎7】 島根2号機の原子炉補機代替冷却系(移動式代替熱交換設備)は常設代替交流電源設備から電源供給を行う (以下、⑧の相違)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 <p>【東海第二】 ③の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 <p>【柏崎7】 ④の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 <p>【柏崎7】 ②、④の相違</p> <p>緊急時対策所用燃料地下タンクは緊急時対策所用発電機への給油に用いるタンクであるため、常設の内燃機関付</p>

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>項を準用し、<u>内燃機関及び附属設備</u>は、「<u>内燃機関等の構造等</u>」,「<u>調速装置</u>」,「<u>非常停止装置</u>」,「<u>過圧防止装置</u>」及び「<u>計測装置</u>」について各事項を準用する設計とする。</p> <p>なお、<u>ガスタービン及び内燃機関における火力省令第19条第4項又は第25条第3項に基づく強度評価の基本方針</u>, <u>強度評価方法及び強度評価結果は</u>, <u>VI-3「強度に関する説明書」</u>の別添にて説明する。</p> <p>非常用ディーゼル発電機, <u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</u>, <u>ガスタービン発電機</u>, <u>遮断器及びその他電気設備</u>は、<u>原子力電技命令第4～16条</u>, <u>第19～28条</u>, <u>第30～35条</u>の関連する事項を準用する設計とする。〔<u>感電, 火災等の防止</u>〕として,〔<u>電気設備における感電, 火災等の防止</u>〕,〔<u>電路の絶縁</u>〕,〔<u>電線等の断線の防止</u>〕,〔<u>電線の接続</u>〕,〔<u>電気機械器具の熱的強度</u>〕,〔<u>高圧又は特別高圧の電気機械器具の危険の防止</u>〕,〔<u>電気設備の接地</u>〕,〔<u>電気設備の接地の方法</u>〕及び〔<u>発電所等への取扱者以外の者の立入の防止</u>〕について各事項を準用する設計とする。〔<u>異常の予防及び保護対策</u>〕として,〔<u>特別高圧電路等と結合する変圧器等の火災等の防止</u>〕及び〔<u>過電流からの電線及び電気機械器具の保護対策</u>〕について各事項を準用する設計とする。〔<u>電氣的, 磁氣的障害の防止</u>〕として,〔<u>電気設備の電氣的, 磁氣的障害の防止</u>〕について各事項を準用する設計とする。また,〔<u>供給支障の防止</u>〕として,〔<u>発電設備等の損傷による供給支障の防止</u>〕,〔<u>発電機等の機械的強度</u>〕及び〔<u>常時監視をしない発電所等の施設</u>〕について各事項を準用する設計とする。</p> <p>2.1.1 <u>ガスタービン機関</u> <u>ガスタービン機関は</u>, <u>火力省令を準用し</u>, <u>以下の設計と</u></p>	<p>属品として整理し, 火力省令を準用する ガスタービン発電機の設計が異なるため準用する事項が異なる 【東海第二】 ①, ③の相違 火力省令第19～23条はガスタービンに関する要求であり, ①の相違により準用する条項が異なる (以下, ⑨の相違) ・設備の相違 【東海第二】 ①, ⑨の相違 ・設備の相違 【柏崎7】 ②, ④の相違 【東海第二】 ③の相違 ・設備の相違 【東海第二】</p>

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>する。</p> <p><u>(1) ガスタービン等の構造</u></p> <p><u>ガスタービン機関は、非常調速装置が作動したときに達する回転速度に対して構造上十分な機械的強度及びガスの温度が著しく上昇した場合に燃料の流入を自動的に遮断する装置が作動したときに達する吸排気温度差高トリップ作動温度における十分な熱的強度を有する設計とする。軸受は、車軸の両側に設けた転がり軸受により運転中の荷重を安定に支持できるものであって、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じない設計とする。調速装置により調整することができる最低速度から過速度トリップが作動したときに達する最高速度までの間に被動機一体の危険速度がない設計とする。耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する応力に対し十分な強度を有した設計とする。</u></p> <p><u>(2) 調速装置</u></p> <p><u>回転速度及び出力が負荷の変動の際にも持続的に動揺することを防止するため、ガスタービン機関に流入する燃料を自動的に調整する調速装置を設ける設計とする。</u></p> <p><u>(3) 非常停止装置</u></p> <p><u>運転中に生じた過回転その他の異常による危害の発生を防止するため、その異常が発生した場合にガスタービン機関に流入する燃料を自動的にかつ速やかに遮断する非常調速装置その他非常停止装置を設ける設計とする。</u></p> <p><u>(4) 過圧防止装置</u></p> <p><u>過圧が生じるおそれがある燃料制御装置には、その圧力を逃すために安全弁を設ける設計とする。</u></p> <p><u>(5) 計測装置</u></p> <p><u>設備の損傷を防止するため、回転速度、潤滑油圧力、潤滑油温度等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。</u></p> <p><u>2.1.2 内燃機関</u></p> <p>内燃機関は、火力省令を準用し、以下の設計とする。</p> <p><u>(1) 内燃機関等の構造等</u></p> <p>非常調速装置が作動したときに達する回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有する設計とする。軸受は、運転中の荷重を安定に支持できるもので、かつ、異常な</p>	<p>①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎7】 島根2号機は燃料油系統の圧力上昇時に安全弁により油を逃がす設計としている</p>

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>摩耗, 変形及び過熱が生じない設計とする。耐圧部分は, 最高使用圧力又は最高使用温度において発生する応力に対し十分な強度を有した設計とする。また, 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は屋内に設置する設計とするため, 酸素欠乏の発生のおそれのないように, 建物に給排気部を設置する設計とする。</p> <p>(2) 調速装置 回転速度及び出力が負荷の変動の際にも持続的に動揺することを防止するため, 内燃機関に流入する燃料を自動的に調整する調速装置を設ける設計とする。</p> <p>(3) 非常停止装置 運転中に生じた過回転その他の異常による危害の発生を防止するため, その異常が発生した場合に内燃機関に流入する燃料を自動的にかつ速やかに遮断する非常調速装置その他の非常停止装置を設ける設計とする。</p> <p>(4) 過圧防止装置 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は, 過圧が生じるおそれがあるシリンダ内の圧力を逃すためにシリンダ安全弁を設ける設計とする。</p> <p>(5) 計測装置 設備の損傷を防止するため, 回転速度, 潤滑油圧力, 潤滑油温度等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。</p> <p>2.1.3 発電機 発電機は, <u>原子力電技命令</u>を準用し, 以下の設計とする。</p> <p>(1) 感電, 火災等の防止 感電防止のため接地し, また, 充電部分に容易に接触できない設計とする。電路は大地から絶縁する設計とし, 絶縁抵抗測定等により異常のないことを確認する。電線の接続箇所は, 端子台等により接続することで電気抵抗を増加させないとともに, 絶縁性能の低下及び通常の使用状態において断線のおそれがない設計とする。電気機械器具は, 「日本電気技術規格委員会規格 J E S C E 7 0 0 2」(以下「J E S C E 7 0 0 2」という。)に基</p>	<p>・設備の相違 【東海第二】 ③の相違 【柏崎7】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎7】 ②の相違</p> <p>・設備の相違</p>

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>づき、通常の使用状態において発生する熱に耐える設計とする。火災防止のため、高圧の電気機械器具は、金属製の筐体に格納することで可燃性のものと隔離し、外箱等は接地を施す設計とする。電気設備は、適切な接地工事を施す設計とする。取扱者以外の者の立入を防止するため、発電所には人が容易に構内に立ち入るおそれがないようフェンス等を設ける設計とする。</p> <p>(2) 異常の予防及び保護対策 異常の予防及び保護対策のため、過電流を過電流継電器にて検出し、遮断器を開放する設計とする。</p> <p>(3) 電氣的、磁氣的障害の防止 発電機は、閉鎖構造(金属製の筐体)及び接地の実施により、電気設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えない設計とする。</p> <p>(4) 供給支障の防止 発電機等の損傷による供給支障の防止のため、過電流等を生じた場合、保護継電器にて検知し、遮断器を開放して自動的に発電機を電路から遮断する設計とする。発電機は、短絡電流及び非常調速装置が動作して達する回転速度に対して、十分な機械的強度を有する設計とし、三相短絡試験等により異常のないことを確認する。発電所構内には、発電機の運転に必要な知識及び技能を有する者が常時駐在することにより、常時監視しない発電所は施設しない設計とする。</p> <p>2.1.4 遮断器 遮断器は、<u>原子力電技命令</u>を準用し、以下の設計とする。</p> <p>(1) 感電、火災等の防止 遮断器は、感電防止のため接地し、また、充電部分に容易に接触できない設計とする。電路は大地から絶縁する設計とし、絶縁抵抗測定等により異常のないことを確認する。電線の接続箇所は、端子台等により接続することで電気抵抗を増加させないとともに、絶縁性能の低下及び通常の使用状態において断線のおそれがない設計とする。遮断器は、J E S C E 7 0 0 2等に基づき、通常の使用状態において発生する熱に耐える設計とし、火災発生防止のため、閉鎖された金属製の外箱に収納し、隔離</p>	<p>【柏崎7】 島根2号機の常設非常用発電装置の電気機械器具はJ E S C E 7 0 0 2に基づいている</p> <p>・記載方針の相違 【東海第二】 島根2号機はJ E C</p>

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>する設計とする。遮断器は、適切な接地を施し、鉄台及び金属製の外箱には、A種接地工事（高圧設備）、C種又はD種接地工事（低圧設備）を施す設計とする。取扱者以外の者の立入を防止するため、発電所には人が容易に構内に立ち入るおそれがないようフェンス等を設ける設計とする。</p> <p>(2) 異常の予防及び保護対策</p> <p>異常の予防及び保護対策のため、過電流遮断器は、施設する箇所を通過する短絡電流を遮断する能力を有し、<u>高圧電路に施設する過電流遮断器はその作動に伴い開閉状態を表示する装置を有する設計とする。</u></p> <p><u>重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤（安全施設（重要安全施設を除く。）への電力供給に係るものに限る。）（以下「HEAF 対策対象盤」という。）については、非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機からの給電時以外は、適切な遮断時間にてアーク放電が発生した遮断器の上流の遮断器を開放し、アーク放電の継続を防止することでアーク火災を防止し、電気盤の損壊の拡大を防止することができる設計とする。非常用ディーゼル発電機からの給電時における非常用メタルクラッド開閉装置のアーク火災防止対策については、アーク放電時の短絡電流を検出し、非常用ディーゼル発電機受電遮断器の開放又は非常用ディーゼル発電機の停止によりアーク放電を遮断する設計とし、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機からの給電時における高圧炉心スプレイ系用メタルクラッド開閉装置のアーク火災防止対策については、アーク放電時の短絡電流を検出し、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機受電遮断器の開放又は高圧</u></p>	<p>－181及びJEC-2300に基づき設計している「メタルクラッド開閉装置」、JEM-1265に基づき設計している「ロードセンタ」、JEM-1195に基づき設計している「コントロールセンタ」についても考慮した記載</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 電気設備に施す接地工事が異なる</p> <p>・記載方針の相違 【東海第二】 ⑥の相違 【柏崎7】 ⑦の相違</p>

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p><u>炉心スプレイ系ディーゼル発電機の停止によりアーク放電を遮断する設計とする。HEAF 対策対象盤を表 2-1 に示す。</u></p> <p><u>HEAF 対策対象盤の適切な遮断時間の設計にあたっては、HEAF 対策対象盤は、「高エネルギーアーク損傷 (HEAF) に係る電気盤の設計に関する審査ガイド」を踏まえ、アーク放電を発生させる試験、アーク火災発生の評価を実施し、高エネルギーアーク損傷に係る対策の判断基準としてアーク火災が発生しないアークエネルギーの閾値は、メタルクラッド開閉装置 (以下「M/C」という。) は 25MJ (非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機からの給電時は 16MJ)、ロードセンタ (以下「L/C」という。) は 18MJ、コントロールセンタ (以下「C/C」という。) は 4.4MJ を設定する。</u></p> <p><u>発生するアークエネルギーは、次式により求め、アーク放電の遮断時間を表 2-2 に示す。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $E_{3\phi} = V_{arc} \cdot I_{arc} \cdot t_{arc}$ <p>$E_{3\phi}$: 三相のアークエネルギー V_{arc} : <u>HEAF 試験の結果から得られたアーク電圧の平均値</u> I_{arc} : 三相短絡電流の平均値 t_{arc} : <u>アーク発生時のアーク放電の遮断時間</u></p> </div> <p><u>非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機からの給電時以外は、各母線に接続されるすべての遮断器 (非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機に係る部分を除く。) をアーク放電発生箇所とし、各アーク放電発生箇所の上流の遮断器を開放することによりアーク放電を遮断する。(図 2-1 参照)</u></p> <p><u>非常用ディーゼル発電機からの給電時は、非常用ディーゼル発電機受電遮断器の開放又は非常用ディーゼル発電機を停止することによりアーク放電を遮断し、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機からの給電時は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機受電遮断器の開放又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を停止することによりアーク放電を遮断する。(図 2-2 参照)</u></p>	<p>・記載方針の相違 【東海第二】 ⑥の相違 【柏崎 7】 ⑦の相違</p>

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>(3) 電氣的, 磁氣的障害の防止 遮断器は, 閉鎖構造 (金属製の筐体) 及び接地の実施により, 電氣的又は磁氣的な障害を与えない設計とする。</p> <p>(4) 供給支障の防止 発電設備等の損傷による供給支障の防止のため, 過電流等を生じた場合, 保護継電器にて検知し, 遮断器を開放して自動的に発電機を電路から遮断する設計とする。</p> <p>発電所構内には, 遮断器の運転に必要な知識及び技能を有する者が常時駐在することにより, 常時監視しない発電所は施設しない設計とする。</p> <p>2.1.5 その他電気設備 その他の非常用電源設備は, <u>原子力電技命令</u>を準用し, 以下の設計とする。</p> <p>(1) 感電, 火災等の防止 電気設備は, 感電の防止のため接地し, また, <u>外箱やカバー</u>等により充電部分に容易に接触できない設計とする。電路は大地から絶縁する設計とし, 絶縁抵抗測定等により異常のないことを確認する。<u>蓄電池については接続板, 接続用ボルト・ナット等により, 電線の接続箇所</u>については, <u>接続板, 接続用ボルト・ナット等</u>により接続することで電気抵抗を増加させないとともに, 絶縁性能の低下及び通常の使用状態において断線のおそれがない設計とする。電気設備は, 熱的強度について期待される使用状態において発生する熱に耐える設計とする。火災防止のため, 可燃性のものから離して施設する設計とする。必要箇所には, 異常時の電圧上昇等による影響を及ぼさないよう適切な接地を施す設計とする。取扱者以外の者の立入を防止するため, 発電所には人が容易に構内に立ち入るおそれがないようフェンス等を設ける設計とする。</p> <p>(2) 異常の予防及び保護対策 高圧電路と結合する動力変圧器は, 電気設備の損傷, 感電又は火災のおそれがないよう, 適切な接地を施す設計とする。過電流からの電線及び電気機械器具の保護対策のため, <u>電気設備</u>には, 過電流を検知できるよう<u>過電流継電器</u>, 過電流検知器及び配線用遮断器を設置し, 過</p>	<p>・設備の相違 【東海第二】 原子力電技命令の解釈第 11 条により裸電線相互等の直接接続に関する設計上の考慮であり, 島根 2号機の対象設備において, 該当する箇所はない</p>

電流を検出した場合は、遮断器を開放する設計とする。

(3) 電氣的、磁氣的障害の防止
閉鎖構造 (金属製の筐体) 及び接地の実施により、電気設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えない設計とする。

(4) 供給支障の防止
変圧器、母線及びそれを支持する碍子は、短絡電流により生ずる機械的衝撃に耐える設計とする。
発電所構内には、電気設備の運転に必要な知識及び技能を有する者が常時駐在することにより、常時監視しない発電所は施設しない設計とする。

表 2-1 HEAF 対策対象盤

常時使用される電気盤*	①: 重要安全施設 (MS-1) への電力供給に係る電気盤	②: ①の電気盤の周囲 2.5m 以内に設置されている電気盤**	HEAF 対策対象盤
非常用高圧母線 (メタルクラッド開閉装置) (2C-M/C, 2D-M/C, 2HPCS-M/C)	○	■	○
非常用低圧母線 (ロードセンタ) (2C-L/C, 2D-L/C)	○	■	○
非常用低圧母線 (コントロールセンタ) (2C1-R/B-C/C, 2C2-R/B-C/C, 2C3-R/B-C/C, 2A-計装-C/C, 2A-D/G-C/C, 2D1-R/B-C/C, 2D2-R/B-C/C, 2D3-R/B-C/C, 2B-計装-C/C, 2B-D/G-C/C, 2HPCS-C/C)	○	■	○
非常用低圧母線 (コントロールセンタ) (2S-R/B-C/C)	×	○	○
非常用低圧母線 (コントロールセンタ) (2C-T/B-C/C, 2D-T/B-C/C, 2S-T/B-C/C)	×	×	×
常用高圧母線 (メタルクラッド開閉装置) 常用低圧母線 (ロードセンタ, コントロールセンタ)	×	×	×
SA 用高圧母線 (メタルクラッド開閉装置) SA 用低圧母線 (ロードセンタ, コントロールセンタ) (緊急用 M/C, 2SA-L/C, 2SA1-C/C, 2SA2-C/C)	×	×	×

注記*1 : 電線路、主発電機又は非常用電源設備から電気が供給されている電気盤をいう。

*2 : 「高エネルギーアーク損傷 (HEAF) に係る電気盤の設計に関する審査ガイド」による。

- ・ 設備の相違
- 【柏崎 7】
- ・ 記載方針の相違
- 【東海第二】
- ⑥の相違

表 2-2 電気盤のアーケエネルギー及びアーケ放電の遮断時間
(1/6)
(非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機からの給電時以外)

アーケ放電発生箇所		アーケ放電を遮断するために開放する遮断器	遮断時間 (s)	アーケエネルギー (MJ)
メタルクラッド開閉装置	2C-M/C-2B (2C-M/C 受電遮断器)	2A-M/C-2B (子備変圧器より受電時)	0.48	19
		2A-M/C-4B (起動変圧器より受電時)	0.45	23
		2A-M/C-5B (所内変圧器より受電時)	0.46	22
	2D-M/C-2B (2D-M/C 受電遮断器)	2B-M/C-2B (子備変圧器より受電時)	0.48	19
		2B-M/C-3B (起動変圧器より受電時)	0.45	23
		2B-M/C-4B (所内変圧器より受電時)	0.46	22
	2HPCS-M/C-2B (2HPCS-M/C 受電遮断器)	2A-M/C-2B (子備変圧器より受電時)	0.48	19
		2A-M/C-4B (起動変圧器より受電時)	0.45	23
		2A-M/C-5B (所内変圧器より受電時)	0.46	22

・設備の相違
【柏崎 7】
・記載方針の相違
【東海第二】
⑥の相違

表 2-2 電気盤のアーケエネルギー及びアーケ放電の遮断時間
(2/6)
(非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機からの給電時以外)

アーケ放電発生箇所		アーケ放電を遮断するために開放する遮断器	遮断時間 (s)	アーケエネルギー (MJ)
メタルクラッド開閉装置	2C-M/C に接続される遮断器 (2C-M/C-2B を除く。)	2C-M/C-2B (子備変圧器より受電時)	0.39	16
		2C-M/C-2B (起動変圧器より受電時)	0.38	19
		2C-M/C-2B (所内変圧器より受電時)	0.38	18
	2D-M/C に接続される遮断器 (2D-M/C-2B を除く。)	2D-M/C-2B (子備変圧器より受電時)	0.39	16
		2D-M/C-2B (起動変圧器より受電時)	0.38	19
		2D-M/C-2B (所内変圧器より受電時)	0.38	18
	2HPCS-M/C に接続される遮断器 (2HPCS-M/C-2B を除く。)	2HPCS-M/C-2B (子備変圧器より受電時)	0.39	16
		2HPCS-M/C-2B (起動変圧器より受電時)	0.38	19
		2HPCS-M/C-2B (所内変圧器より受電時)	0.38	18

・設備の相違
【柏崎 7】
・記載方針の相違
【東海第二】
⑥の相違

表 2-2 電気盤のアーケエネルギー及びアーケ放電の遮断時間
(3/6)
(非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機からの給電時以外)

アーケ放電発生箇所		アーケ放電を遮断するために開放する遮断器	遮断時間 (s)	アーケエネルギー (MJ)
機器名称	遮断器名称			
ロッドセンタ	2C-L/C-3B (2C-L/C 受電遮断器 (動力変圧器二次側))	2C-M/C-8A	0.66	9.8
	2D-L/C-3B (2D-L/C 受電遮断器 (動力変圧器二次側))	2D-M/C-8A	0.66	9.8
	2C-L/C に接続される遮断器 (2C-L/C-3B を除く。)	2C-L/C-3B	0.37	5.5
	2D-L/C に接続される遮断器 (2D-L/C-3B を除く。)	2D-L/C-3B	0.37	5.5

・設備の相違
【柏崎7】
・記載方針の相違
【東海第二】
⑥の相違

表 2-2 電気盤のアーケエネルギー及びアーケ放電の遮断時間
(4/6)
(非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機からの給電時以外)

アーケ放電発生箇所		アーケ放電を遮断するために開放する遮断器	遮断時間 (s)	アーケエネルギー (MJ)
機器名称	遮断器名称			
コントロールセンタ	2C1-R/B-C/C に接続される遮断器	2C-L/C-5A	0.16	1.5
	2C2-R/B-C/C に接続される遮断器	2C-L/C-5B	0.16	1.5
	2C3-R/B-C/C に接続される遮断器	2C-L/C-5C	0.16	1.5
	2S-R/B-C/C に接続される遮断器	2C-L/C-7A	0.16	1.5
		2D-L/C-7A	0.16	1.5
	2A-計装-C/C に接続される遮断器	2C-L/C-10A	0.16	1.5
	2A-D/G-C/C に接続される遮断器	2C-L/C-10B	0.16	1.5
	2D1-R/B-C/C に接続される遮断器	2D-L/C-5A	0.16	1.5
	2D2-R/B-C/C に接続される遮断器	2D-L/C-5B	0.16	1.5
	2D3-R/B-C/C に接続される遮断器	2D-L/C-5C	0.16	1.5

・設備の相違
【柏崎7】
・記載方針の相違
【東海第二】
⑥の相違

表 2-2 電気盤のアークエネルギー及びアーク放電の遮断時間
(5/6)
(非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機からの給電時以外)

アーク放電発生箇所		アーク放電を遮断するために開放する遮断器	遮断時間 (s)	アークエネルギー (MJ)
機器名称	遮断器名称			
セントロール	2B-計装-C/C に接続される遮断器	2D-L/C-9A	0.17	1.6
	2B-D/G-C/C に接続される遮断器	2D-L/C-9B	0.16	1.5
	2HPCS-C/C に接続される遮断器	2HPCS-M/C-3A	0.50	3.9

表 2-2 電気盤のアークエネルギー及びアーク放電の遮断時間
(6/6)
(非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機からの給電時)

アーク放電発生箇所		アーク放電を遮断するために開放する遮断器	遮断時間 (s)	アークエネルギー (MJ)
機器名称	遮断器名称			
メタルクラッド開閉装置	2C-M/C-8B (2A-ディーゼル発電機受電遮断器)	—*	8.40	14.5
	2C-M/C に接続される遮断器 (2C-M/C-8B を除く)	2C-M/C-8B	1.946	7.8
	2D-M/C-8B (2B-ディーゼル発電機受電遮断器)	—*	8.40	14.5
	2D-M/C に接続される遮断器 (2D-M/C-8B を除く)	2D-M/C-8B	1.946	7.8
	2HPCS-M/C-4B (2HPCS-ディーゼル発電機受電遮断器)	—*	6.38	14.3
	2HPCS-M/C に接続される遮断器 (2HPCS-M/C-4B を除く)	2HPCS-M/C-4B	0.896	5.8

注記* : メタルクラッド開閉装置におけるアーク放電を遮断するため、非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を停止する。

・設備の相違
【柏崎 7】
・記載方針の相違
【東海第二】
⑥の相違

・設備の相違
【柏崎 7】
・記載方針の相違
【東海第二】
⑥の相違

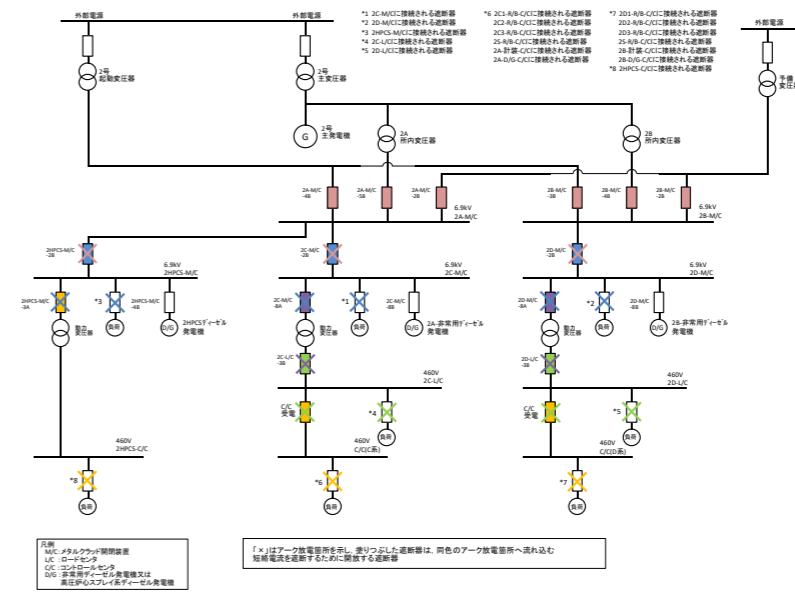


図 2-1 アーク放電発生箇所とアーク放電を遮断する遮断器
 (非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機からの給電時以外)

- ・設備の相違
- 【柏崎7】
- ・記載方針の相違
- 【東海第二】
- ⑥の相違

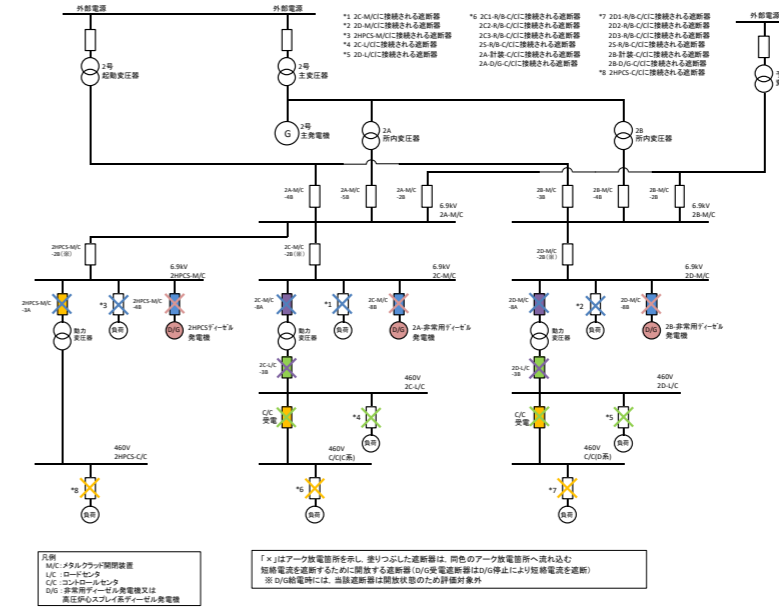


図 2-2 アーク放電発生箇所とアーク放電を遮断する遮断器
(非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機からの給電時)

・設備の相違
【柏崎 7】
・記載方針の相違
【東海第二】
⑥の相違

2.2 可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針

重大事故等対処設備における可搬型の非常用発電装置のうち高圧発電機車は、重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給できる出力を有する設計とする。

高圧発電機車は、外部電源系、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機の機能が喪失（全交流動力電源喪失）した場合又は外部電源系及び非常用ディーゼル発電機の機能が喪失した場合に、重大事故等の対応に必要な交流設備に電力を供給できる設計とする。

高圧発電機車は、B1-115V 系充電器 (SA)、SA 用 115V 系充電器及び 230V 系充電器 (常用) (以下「常設充電器」という。) と組み合わせて使用することにより、重大事故等時の対応に必要な直流設備に電力を供給できる設計とする。

・設備の相違
【東海第二】
⑤の相違

・設備の相違
【東海第二】
⑤の相違

島根 2号機は可搬型直流電源設備として、高圧発電機車と常設充電器 (B1-115V 系充電器 (SA)、SA 用 115V 系充電器及び 230V 系充電器 (常用)) を組み合わせて使用する

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p><u>緊急時対策所用発電機及び可搬式窒素供給装置用発電設備</u>は、専用の負荷に電力を供給できる出力を有する設計とする。</p> <p>また、非常用発電装置としての機能の重要性を考慮し、<u>高圧発電機車</u>、<u>緊急時対策所用発電機</u>及び<u>可搬式窒素供給装置用発電設備</u>については、火力省令及び電気設備に関する技術基準を定める省令を引用している日本内燃力発電設備協会規格の「可搬形発電設備技術基準 (NEGA C 331:2005)」(以下「可搬形発電設備技術基準」という。)を準用する設計とする。</p> <p>可搬型の非常用発電装置の内燃機関は、流入する燃料を自動的に調整する調速装置並びに軸受が異常な摩耗、変形及び過熱が生じないように潤滑油装置を設ける設計とし、回転速度、潤滑油圧力、潤滑油温度等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。回転速度が著しく上昇した場合及び冷却水温度が著しく上昇した場合等に自動的に停止する設計とする。また、過回転防止装置は定格回転速度の 116%以下で動作する設計とする。</p> <p>可搬型の非常用発電装置の発電機は、電氣的・機械的に十分な性能を持つ絶縁巻線を使用し、耐熱性及び耐湿性を考慮</p>	<p>(以下, ⑩の相違)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用の相違 <p>【柏崎7】</p> <p>島根2号機は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を有しており、全交流動力電源喪失時に加え、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機が健全な場合(全交流動力電源喪失に至らない場合)で非常用所内電気設備への電源供給が出来ない場合も可搬型代替交流電源設備を使用する</p> <p>(以下, ⑪の相違)</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑧の相違 ・設備の相違 <p>【東海第二】</p> <ul style="list-style-type: none"> ③の相違 ・設備の相違 <p>【東海第二】</p> <ul style="list-style-type: none"> ③, ⑤の相違

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>した絶縁処理を施す設計とする。過電流が発生した場合等に電路から自動的に遮断する設計とする。</p> <p>可搬型の非常用発電装置の強度については、完成品として一般産業品規格で規定される温度試験等を実施し、定格負荷状態において十分な強度を有する設計とする。</p> <p>耐圧部分に対する強度については、可搬形発電設備技術基準に関連する事項がないため、「日本電機工業会規格 JEM-1354」又は「日本電機工業会規格 JEM-1398」で規定される温度試験による強度評価の基本方針、強度評価方法及び強度評価結果を VI-3 「強度に関する説明書」の別添にて説明する。</p> <p>2.2.1 可搬型の非常用発電装置</p> <p>可搬型の非常用発電装置は、可搬形発電設備技術基準を準用し、以下の設計とする。</p> <p>(1) 原動機</p> <p>内燃機関に流入する燃料を自動的に調整する调速装置を設ける設計とする。また、内燃機関の軸受は、運転中の荷重を安定に支持できるものであり、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないよう潤滑油装置を設ける設計とする。</p> <p>(2) 発電機</p> <p>通常の使用状態において発生する熱に耐える設計とし、発電機の耐熱クラスは、E種絶縁以上の設計とする。発電機の巻線は、非常停止速度や短絡電流に対して十分な電氣的・機械的強度及び絶縁性能を有する設計とする。</p> <p>(3) 計測装置</p> <p>回転速度等の運転状態を計測する装置を設ける設計と</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>可搬型の非常用発電装置は一般産業品であり、緊急時対策所用発電機と可搬式窒素供給装置用発電設備について保護装置の設計が異なる</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根 2号機の緊急時対策所用発電機と可搬式窒素供給装置用発電設備は JEM-1398 に基づく</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根 2号機は可搬形発電設備技術基準を準用し、規定されている E</p>

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>する。</p> <p>(4) 保護装置 電圧低下、過速度、冷却水温度上昇及び潤滑油圧力低下時に、原動機を自動的に停止する設計とする。定格回転速度の 116%以下で動作する非常用調速装置を設ける設計とする。 また、発電機は、過電流が発生した場合に電路から自動的に遮断する保護装置を設ける設計とする。</p> <p>(5) 運転性能 定格出力のもとで 1 時間運転し、安定した運転が維持される設計とする。</p> <p>(6) 絶縁抵抗及び絶縁耐力 出力端子と大地間の絶縁抵抗値を測定し、出力端子と大地間に規定の交流電圧を印加したときこれに耐える設計とする。</p>	<p>種絶縁以上の耐熱クラス設計としている</p>

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>3. 施設の詳細設計方針</p> <p>3.1 非常用ディーゼル発電機</p> <p>3.1.1 設計基準対象施設</p> <p>発電用原子炉施設には、外部電源が喪失した場合において、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するため、非常用ディーゼル発電機を設置する設計とする。</p> <p>また、火力省令及び原子力電技命令を準用し、「2.1.2 内燃機関」及び「2.1.3 発電機」に記載の設計とする。</p> <p>技術基準規則に基づき、非常用ディーゼル発電機は、燃料プールの温度及び水位の監視設備、燃料プールエリア放射線モニタ、モニタリングポスト並びに通信連絡設備へ給電できる設計とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電機の容量は、表 3-1、表 3-2 に示す発電所を安全に停止するために必要な負荷 (A : 5345kW, B : 5801kW) 及び表 3-3、表 3-4 に示す工学的安全施設の作動時に必要となる負荷 (A : 5236kW, B : 5338kW) に対し、十分な容量が確保できるよう、非常用ディーゼル発電機は、5840kW の出力を有する設計とする。</p> <p>また、非常用ディーゼル発電機は、10 秒以内に電圧を確立し、工学的安全施設等へ順次自動で電力を供給できる設計とし、燃料プール冷却ポンプに対しては、これらの一連の設備への電力供給が開始された後に、必要により手動起動を実施する際に、電力を供給できる設計とする。負荷積算イメージを図 3-1 から図 3-4 に示す。</p> <p>非常用ディーゼル発電機の内燃機関の出力及び発電機の容量は以下のとおりとする。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 7】 島根 2 号機は非常用ディーゼル発電機から電源供給を行う</p> <p>・設備の相違 【東海第二, 柏崎 7】 必要容量及び設備仕様の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 7】 島根 2 号機は ECCS による注水開始時間を考慮し、非常用ディーゼル発電機の起動から 10 秒以内に電圧を確立させる設計としている</p>

(1) 内燃機関

発電機の出力 5840kW から、内燃機関の出力は次式により 6148kW 以上の 6150kW とする。

$$P_E \geq P \div \eta = 5840 \div 0.95 \doteq 6148$$

P_E : 内燃機関の出力 (kW)

P : 発電機の定格出力 (kW) = 5840

η : 発電機の効率 = 0.95

(2) 発電機

発電機の容量は、次式により A系, B系は 7300kVA とする。

$$Q = P \div \text{pf} = 5840 \div 0.8 = 7300$$

Q : 発電機の容量 (kVA)

P : 発電機の定格出力 (kW) = 5840

pf : 力率 = 0.80

表 3-1 発電所を安全に停止するために必要な負荷 (A-非常用
ディーゼル発電機)

設備・機器名	負荷容量 (kW)
A-残留熱除去ポンプ	541
A-原子炉補機冷却水ポンプ	351
C-原子炉補機冷却水ポンプ	351
A-原子炉補機海水ポンプ	409
C-原子炉補機海水ポンプ	409
A-制御棒駆動水圧ポンプ	340
非常用ガス処理装置	43
中央制御室空調換気装置	523
非常用電気室空調換気装置	185
ディーゼル室空調換気装置	90
非常灯	178
蓄電池用充電器	124
計装用無停電交流電源装置	20
その他の非常用負荷* (燃料プール冷却ポンプ, 通信連絡設備, 地下水位低下設備等)	1781
合計	5345

注記* : 「工学的安全施設の作動時に必要な負荷」の共通負荷以外に、工学的安全施設ではないが、発電所の安全停止に必要なタービン・発電機補機等を起動する。

・設備の相違
【東海第二, 柏崎 7】
設備仕様の相違

・設備の相違
【東海第二, 柏崎 7】
設備仕様の相違

・設備の相違
【東海第二, 柏崎 7】
必要負荷の相違

表 3-2 発電所を安全に停止するために必要な負荷 (B-非常用
ディーゼル発電機)

設備・機器名	負荷容量(kW)
B-残留熱除去ポンプ	541
B-原子炉補機冷却水ポンプ	351
D-原子炉補機冷却水ポンプ	351
B-原子炉補機海水ポンプ	409
D-原子炉補機海水ポンプ	409
B-制御棒駆動水圧ポンプ	340
非常用ガス処理装置	43
中央制御室空調換気装置	523
非常用電気室空調換気装置	185
ディーゼル室空調換気装置	90
非常灯	178
蓄電池用充電器 (燃料プール水位・温度 (SA), 燃料プ ール監視カメラ (SA), 燃料プールエリア放射線モニタ (低 レンジ) (SA), 燃料プールエリア放射線モニタ (高レン ジ) (SA) 等)	192
計装用無停電交流電源装置	20
その他の非常用負荷* (燃料プール冷却ポンプ, 燃料プール水位 (SA), モニタ リングポスト, 通信連絡設備, 地下水位低下設備等)	2169
合計	5801

注記* : 「工学的安全施設の作動時に必要な負荷」の共通負荷以外に, 工学的安全施設ではないが, 発電所の安全停止に必要なタービン・発電機補機等を起動する。

・設備の相違
【東海第二, 柏崎7】
必要負荷の相違

・設備の相違
【柏崎7】
必要負荷の相違

表 3-3 工学的安全施設の作動時に必要な負荷 (A-非常用ディーゼル発電機)

設備・機器名	負荷容量(kW)
低圧炉心スプレイポンプ	908
A-残留熱除去ポンプ	541
A-原子炉補機冷却水ポンプ	351
C-原子炉補機冷却水ポンプ	351
A-原子炉補機海水ポンプ	409
C-原子炉補機海水ポンプ	409
非常用ガス処理装置	43
中央制御室空調換気装置	523
非常用電気室空調換気装置	185
ディーゼル室空調換気装置	90
非常灯	178
蓄電池用充電器	124
計装用無停電交流電源装置	20
その他の非常用負荷* (燃料プール冷却ポンプ, 通信連絡設備, 地下水位低下設備等)	1104
合計	5236

注記* : 「発電所を安全に停止するために必要な負荷」の共通負荷以外に、可燃性ガス濃度制御系再結合装置ブロワ、ほう酸水注入ポンプ、低圧炉心スプレイ系ポンプ室空調機等を起動する。

・設備の相違
【東海第二, 柏崎7】
必要負荷の相違

表 3-4 工学的安全施設の作動時に必要な負荷 (B-非常用ディーゼル発電機)

設備・機器名	負荷容量(kW)
B-残留熱除去ポンプ	541
C-残留熱除去ポンプ	541
B-原子炉補機冷却水ポンプ	351
D-原子炉補機冷却水ポンプ	351
B-原子炉補機海水ポンプ	409
D-原子炉補機海水ポンプ	409
非常用ガス処理装置	43
中央制御室空調換気装置	523
非常用電気室空調換気装置	185
ディーゼル室空調換気装置	90
非常灯	178
蓄電池用充電器 (燃料プール水位・温度 (SA)、燃料プール監視カメラ (SA)、燃料プールエリア放射線モニタ (低レンジ) (SA)、燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ) (SA) 等)	192
計装用無停電交流電源装置	20
その他の非常用負荷* (燃料プール冷却ポンプ, 燃料プール水位 (SA)、モニタリングポスト, 通信連絡設備, 地下水位低下設備等)	1505
合計	5338

注記* : 「発電所を安全に停止するために必要な負荷」の共通負荷以外に、可燃性ガス濃度制御系再結合装置ブロワ、ほう酸水注入ポンプ、残留熱除去系ポンプ室空調機等を起動する。

・設備の相違
【東海第二, 柏崎7】
必要負荷の相違

・設備の相違
【柏崎7】
必要負荷の相違

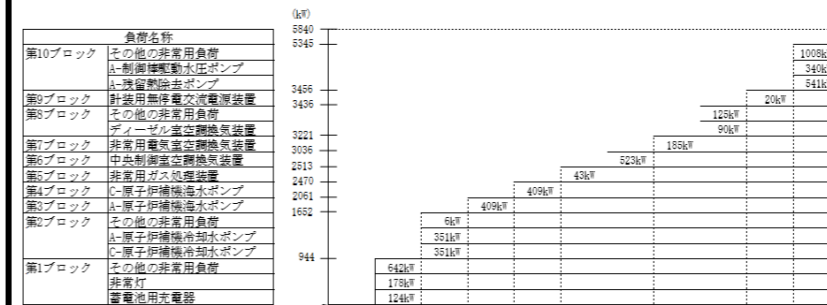


図 3-1 発電所を安全に停止するために必要な負荷 (A-非常用ディーゼル発電機) 積算イメージ

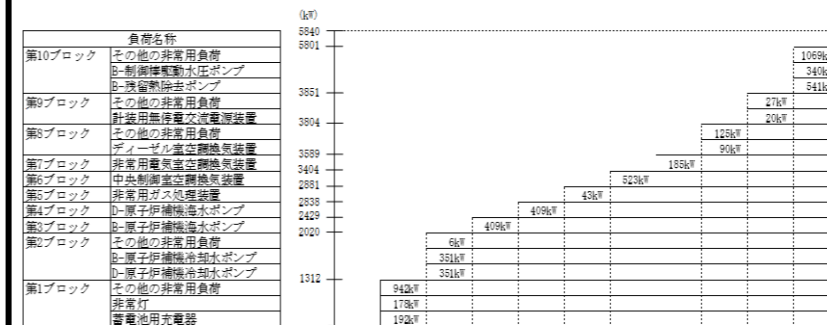


図 3-2 発電所を安全に停止するために必要な負荷 (B-非常用ディーゼル発電機) 積算イメージ

・設備の相違
【東海第二, 柏崎 7】
必要負荷の相違

・設備の相違
【東海第二, 柏崎 7】
必要負荷の相違

・設備の相違
【柏崎 7】
必要負荷の相違

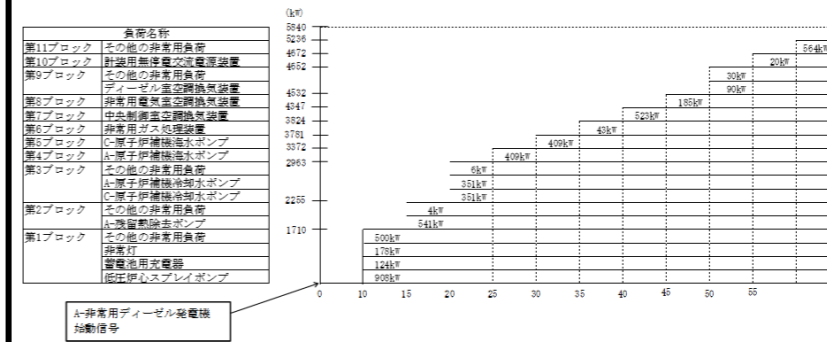


図 3-3 工学的安全施設の作動時に必要な負荷
(A-非常用ディーゼル発電機) 積算イメージ

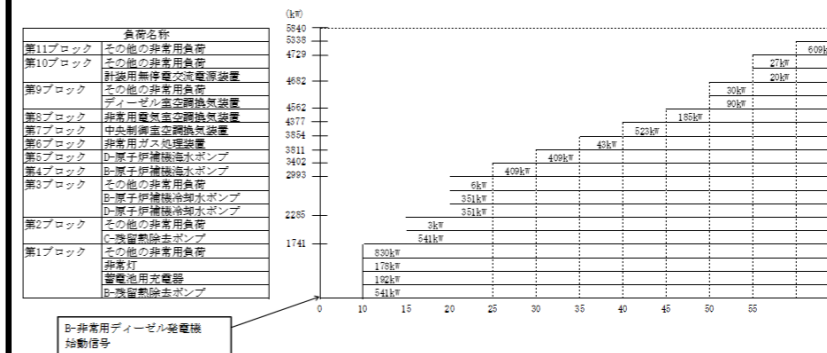


図 3-4 工学的安全施設の作動時に必要な負荷
(B-非常用ディーゼル発電機) 積算イメージ

・設備の相違
【東海第二, 柏崎 7】
必要負荷の相違

・設備の相違
【東海第二, 柏崎 7】
必要負荷の相違

・設備の相違
【柏崎 7】
必要負荷の相違

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>3.1.2 重大事故等対処設備</p> <p>非常用ディーゼル発電機は、工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有しているため、重大事故等時に非常用ディーゼル発電機から電力供給が可能な場合には、重大事故等の対応に必要な設備へ電力を供給可能な設計とする。</p> <p>また、<u>火力省令及び原子力電技命令を準用し、「2.1.2 内燃機関」及び「2.1.3 発電機」に記載の設計とする。</u></p> <p>技術基準規則第 59～64 条、第 66～69 条、第 73 条、第 74 条及び第 77 条の各条文に基づく重大事故等時の対応において、非常用ディーゼル発電機から電力供給を期待する重大事故等対処設備の負荷を表 3-5 に示す。技術基準規則に基づき必要となる重大事故等対処設備は、各条文により異なるため、すべての機器を同時に使用することはないが、仮にすべての負荷を合計した場合の最大所要負荷 <u>(A : 3731kW, B : 3432kW) である。</u></p> <p>発電機の出力は十分な容量が確保できるよう、<u>5840kW</u> の出力を有する設計とし、設定した発電機出力を発電機の効率で除すことにより、内燃機関の必要な出力を算出する。</p> <p>非常用ディーゼル発電機の内燃機関の出力及び発電機の容量は、<u>3.1.1 項の「(1) 内燃機関」及び「(2) 発電機」に示す。</u></p>	<p>・設備の相違 【東海第二】 重大事故等時に非常用ディーゼル発電機から電源供給を想定する設備の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二、柏崎7】 必要容量及び設備仕様の相違</p> <p>・資料構成の相違 【東海第二】 島根 2号機は 3.1.1 項の(1)及び(2)にそれぞれ記載</p>

表 3-5 非常用ディーゼル発電機の最大所要負荷リスト

設備・機器名	台数	負荷容量(kW)*1		技術基準規則 適用条文
		A	B	
ほう酸水注入ポンプ	2	42	42	第 59 条, 第 60 条 第 66 条
低圧炉心スプレイポンプ	1	908	—	第 62 条
残留熱除去ポンプ	3	541	1082*4	第 62~64 条
原子炉補機冷却水ポンプ	4	702	702	第 62~64 条
原子炉補機海水ポンプ	4	818	818	第 62~64 条
中央制御室送風機	2	148	148	第 74 条
中央制御室非常用再循環送風機	2	25	25	第 74 条
中央制御室冷凍機	2	300	300	第 74 条
非常用ガス処理装置	2	43	43	第 74 条
蓄電池用充電器*2 ・ A T W S 緩和設備 (代替制御棒挿入機能) ・ A T W S 緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能) ・ 代替自動減圧ロジック (代替自動減圧機能) ・ 計装設備 ・ 安全パラメータ表示システム (S P D S)	6	124*5	192*6	第 59 条, 第 61 条 第 65 条, 第 67~69 条, 第 73 条, 第 77 条
その他の非常用負荷*3 ・ A T W S 緩和設備 (代替制御棒挿入機能) ・ A T W S 緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能) ・ 計装設備	—	80	80	第 59 条, 第 73 条
合計	—	3731	3432	—

注記*1: 電磁弁及び電動弁は負荷容量が小さく又は動作時間が短時間であるため、負荷容量には含めない。

*2: 各設備・機器のうち、直流で運転する負荷

*3: 各設備・機器のうち、交流で運転する負荷

*4: 残留熱除去ポンプ 2 台の運転を想定する。

*5: 蓄電池用充電器は、A-115V 系充電器, B1-115V 系充電器 (SA), SA 用 115V 系充電器, 230V 系充電器 (常用) である。

*6: 蓄電池用充電器は、B-115V 系充電器, B1-115V 系充電器 (SA), SA 用 115V 系充電器, 230V 系充電器 (常用), 230V 系充電器 (RCIC) である。

・設備の相違
【東海第二, 柏崎 7】
必要負荷の相違

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>3.2 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</p> <p>3.2.1 設計基準対象施設</p> <p><u>発電用原子炉施設には、外部電源が喪失した場合において、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するため、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を設置する設計とする。</u></p> <p><u>また、火力省令及び原子力電技命令を準用し、「2.1.2 内燃機関」及び「2.1.3 発電機」に記載の設計とする。</u></p> <p><u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の容量は、表 3-6 に示す工学的安全施設の作動時に必要となる負荷 (2495kW) に対し、十分な容量が確保できるよう、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、3200kW の出力を有する設計とする。</u></p> <p><u>また、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、13 秒以内に電圧を確立し、工学的安全施設等へ順次自動で電力を供給できる設計とする。負荷積算イメージを図 3-5 に示す。</u></p> <p><u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の内燃機関の出力及び発電機の容量は以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) 内燃機関</p> <p><u>発電機の出力 3200kW から、内燃機関の出力は次式により 3479kW 以上の 3480kW とする。</u></p> $P_E \geq P \div \eta = 3200 \div 0.92 \approx 3479$ <p><u>P_E : 内燃機関の出力 (kW)</u></p> <p><u>P : 発電機の定格出力 (kW) = 3200</u></p> <p><u>η : 発電機の効率 = 0.92</u></p> <p>(2) 発電機</p> <p><u>発電機の容量は、次式により 4000kVA とする。</u></p> $Q = P \div \text{pf} = 3200 \div 0.8 = 4000$ <p><u>Q : 発電機の容量 (kVA)</u></p> <p><u>P : 発電機の定格出力 (kW) = 3200</u></p> <p><u>pf : 力率 = 0.80</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 7】</p> <p>②の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>必要容量及び設備仕様の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根 2 号機の高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の主要負荷である高圧炉心スプレイポンプは、大容量ポンプであり、ポンプ起動時における発電機の電圧変動、機関の回転数低下等に対応するため、非常用ディーゼル発電機の機関とは設計の異なる機関を採用しており、非常用ディーゼル発電機の電圧確立よりも余裕をもたせうえで、注水開始に影響のない 13 秒としている</p>

表 3-6 工学的安全施設の作動時に必要な負荷 (高圧炉心スプレ
イ系ディーゼル発電機)

設備・機器名	負荷容量(kW)
高圧炉心スプレイポンプ	2135
ディーゼル室換気装置	55
高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ	34
高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ	61
蓄電池用充電器	11
その他の非常用負荷 (HPCS ポンプ室空調機, HPCS 電気品室送風機, HPCS 電気品 室排風機等)	199
合計	2495

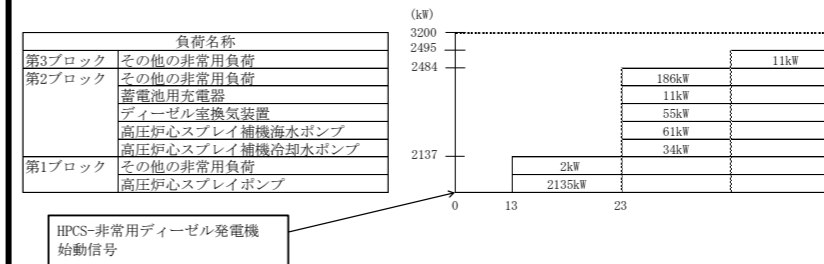


図 3-5 工学的安全施設の作動時に必要な負荷 (HPCS-非常用デ
ィーゼル発電機) 積算イメージ

3.2.2 重大事故等対処設備

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有しているため、重大事故等時に高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機から電力供給が可能な場合には、重大事故等の対応に必要な設備へ電力を供給可能な設計とする。

また、火力省令及び原子力電技命令を準用し、「2.1.2 内燃機関」及び「2.1.3 発電機」に記載の設計とする。

技術基準規則第 60 条、第 72 条及び第 73 条の各条文に基づき重大事故等時の対応において、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機から電力供給を期待する重大事故等対処設備の負荷を表 3-7 に示す。所要負荷は 2232kW である。

・設備の相違
【東海第二】
必要負荷の相違
【柏崎 7】
②の相違

・設備の相違
【東海第二】
必要負荷の相違
【柏崎 7】
②の相違

・設備の相違
【柏崎 7】
②の相違

・設備の相違

発電機の出力は十分な容量が確保できるよう、3200kWの出力を有する設計とし、設定した発電機出力を発電機の効率で除すことにより、内燃機関の必要な出力を算出する。

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の内燃機関の出力及び発電機の容量は、3.2.1項の「(1) 内燃機関」及び「(2) 発電機」に示す。

【東海第二】
必要容量及び設備仕様の相違

・設備の相違

【柏崎7】
②の相違

・資料構成の相違

【東海第二】
島根2号機は3.1.1項の(1)及び(2)にそれぞれ記載

表3-7 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の最大所要負荷
リスト

設備・機器名	台数	負荷容量 (kW)*	技術基準規則 適用条文
高圧炉心スプレイポンプ	1	2135	第60条
高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ	1	34	第72条
高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ	1	61	第72条
HPCS-中央分電盤 ・高圧炉心スプレイポンプ出口流量	1	2	第73条
合計	-	2232	-

注記*：電磁弁及び電動弁は負荷容量が小さく又は動作時間が短時間であるため、負荷容量には含めない。

・設備の相違

【東海第二】
必要負荷の相違

【柏崎7】
②の相違

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>3.3 <u>ガスタービン発電機</u></p> <p>設置 (変更) 許可申請書の添付書類十における事故シーケンスにおいて、<u>ガスタービン発電機</u>から電力を供給する有効性評価で期待する負荷に加え、評価上期待していない不要負荷であるが、電源が供給されるため発電機の負荷として考慮する必要がある負荷を抽出した結果、所要負荷が最大となる事故シーケンスは、「<u>全交流動力電源喪失 (長期TB)</u>、<u>全交流動力電源喪失 (TBD, TBU)</u>、<u>全交流動力電源喪失 (TBP)</u>」であり、負荷積算イメージを図 3-6 に示す。最大負荷は、<u>4281kW</u>であり、最大所要負荷リストを表 3-8 に示す。</p> <p>発電機の出力は、十分な容量が確保できるよう <u>4800kW*</u>の出力を有する設計とし、設定した発電機出力を発電機の効率で除すことにより、<u>ガスタービン機関</u>の必要な出力を算出する。</p> <p>最大所要負荷に基づき、<u>ガスタービン機関</u>の出力及び発電機の容量を以下のとおりとする。</p> <p>また、火力省令及び原子力電技命令を準用し、「<u>2.1.1 ガスタービン機関</u>」及び「<u>2.1.3 発電機</u>」に記載の設計とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 【柏崎 7】 最大負荷となる有効性評価シーケンスの相違 ・設備の相違 【東海第二, 柏崎 7】 必要容量及び設備仕様の相違 ・設備の相違 【東海第二】 ①の相違
		<p>注記* : <u>ガスタービン発電機は、環境温度 40℃において定格出力 4800kW を出力可能な設計としている。</u></p>	
		<p>3.3.1 <u>ガスタービン機関</u></p> <p>発電機の出力 <u>4800kW</u> から、<u>ガスタービン機関</u>の出力は次式により <u>□</u> kW 以上の <u>5200kW</u> とする。</p> $P_E \geq P \div \eta = 4800 \div \square \div \square$ <p style="margin-left: 40px;">P_E : <u>ガスタービン機関</u>の出力 (kW)</p> <p style="margin-left: 40px;">P : 発電機の定格出力 (kW) = <u>4800</u></p> <p style="margin-left: 40px;">η : 発電機の効率 = <u>□</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 【東海第二, 柏崎 7】 設備仕様の相違 【東海第二】 ①の相違
		<p>3.3.2 <u>発電機</u></p> <p>発電機の容量は、次式により <u>6000kVA</u> とする。</p> $Q = P \div \text{pf} = 4800 \div 0.80 = 6000$ <p style="margin-left: 40px;">Q : 発電機の容量 (kVA)</p> <p style="margin-left: 40px;">P : 発電機の定格出力 (kW) = <u>4800</u></p> <p style="margin-left: 40px;">pf : 力率 = <u>0.80</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 【東海第二, 柏崎 7】 設備仕様の相違

表 3-8 ガスタービン発電機の最大所要負荷リスト

起動順序	設備・機器名	負荷容量(kW)*
①	ガスタービン発電機付帯設備 () 内は起動時	111 (300)
②	代替所内電気設備負荷 (自動投入負荷)	18
③	充電器, 非常用照明, 非常用ガス処理系, モニタリングポスト他 (自動投入負荷) () 内は起動時	875 (1003)
④	B-原子炉補機冷却水ポンプ () 内は起動時	351 (501)
⑤	D-原子炉補機冷却水ポンプ () 内は起動時	351 (501)
⑥	B-原子炉補機海水ポンプ () 内は起動時	409 (595)
⑦	D-原子炉補機海水ポンプ () 内は起動時	409 (571)
⑧	C-残留熱除去ポンプ () 内は起動時	541 (943)
⑨	B-残留熱除去ポンプ () 内は起動時	541 (964)
⑩	B-中央制御室送風機 () 内は起動時	148 (395)
⑪	B-中央制御室非常用再循環送風機 () 内は起動時	25 (92)
⑫	B-中央制御室冷凍機 () 内は起動時	300 (502)
⑬	B-燃料プール冷却ポンプ () 内は起動時	110 (175)
合計 連続最大負荷		4189
() 内は最大負荷		(4281)

注記* : 電磁弁及び電動弁は負荷容量が小さく又は動作時間が短時間であるため、負荷容量には含めない。

・設備の相違
【東海第二, 柏崎7】
必要負荷の相違

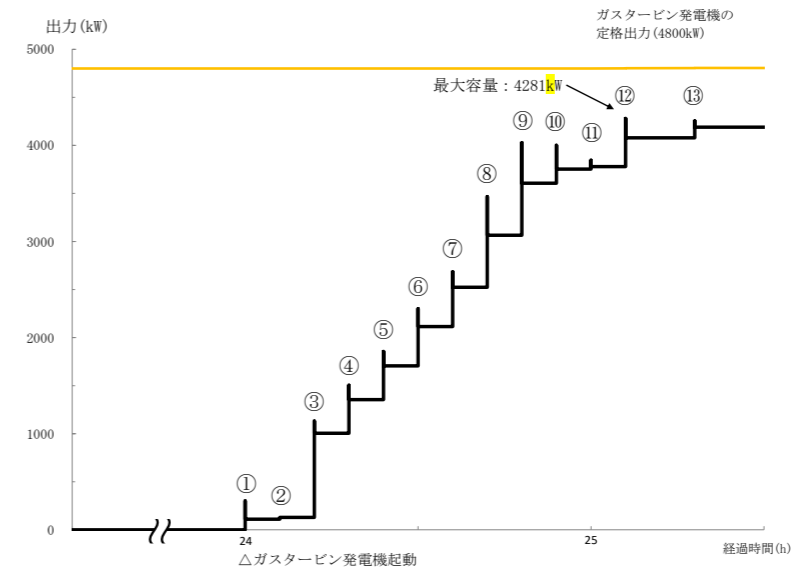


図 3-6 重大事故等時に想定される事故シーケンスのうちの
 最大負荷「全交流動力電源喪失(長期 T B)」積算イメージ

・設備の相違
 【東海第二, 柏崎 7】
 必要負荷の相違

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
			<p>・資料構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>③の相違により島根 2号機は 3.4.2 項に記 載</p>

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
			・設備の相違 【柏崎7】 ④の相違

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>3.4 可搬型の非常用発電装置</p> <p>3.4.1 高圧発電機車</p> <p>高圧発電機車は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合又は外部電源系及び非常用ディーゼル発電機の機能が喪失した場合に、必要な負荷に電力を供給する設計とする。また、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合に、常設充電器と組み合わせて使用することで、重大事故等の対応に必要な直流設備に電力を供給できる設計とする。高圧発電機車の容量は、表 3-9、図 3-7 に示す非常用所内電気設備及び代替所内電気設備への給電時の負荷（769kW）、直流母線への給電時の負荷（常設充電器へ給電するため表 3-9 に包含される）に対し、十分な容量を確保できるように 1200kW（400kW×3 台）の出力を有する設計とし、設定した発電機出力を発電機の効率で除すことにより、内燃機関の必要な出力を算出する。</p> <p>高圧発電機車用内燃機関の出力及び発電機の容量を以下のとおりとする。</p> <p>なお、可搬形発電設備技術基準を準用し、「2.2 可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針」に記載の設計とする。</p> <p>(1) 内燃機関</p> <p>a. 発電機の出力 1200kW から、内燃機関の出力は次式により <input type="text"/> kW 以上の 1320kW（440kW×3 台）とする。</p> $P_E \geq P \div \eta = 1200 \div \text{} \div \text{$ <p>P_E : 内燃機関の出力 (kW)</p> <p>P : 発電機の定格出力 (kW) = 1200</p> <p>η : 発電機の効率 = <input type="text"/></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>⑤, ⑩の相違</p> <p>島根 2 号機は可搬型直流電源設備を使用する場合の必要負荷として常設充電器 (B1-115V 系充電器 (SA), SA 用 115V 系充電器及び 230V 系充電器 (常用)) を想定しているが、常設充電器は非常用所内電気設備及び代替所内電気設備へ電源供給する場合に包含されるため、個別の想定負荷としていない</p> <p>(以下, ⑫の相違)</p> <p>・運用の相違</p> <p>【東海第二, 柏崎 7】</p> <p>⑪の相違</p> <p>【柏崎 7】</p> <p>⑧の相違</p> <p>・運用の相違</p> <p>【柏崎 7】</p> <p>⑧の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二, 柏崎 7】</p> <p>設備仕様の相違</p>

b. 発電機の出力 1200kW から、内燃機関の出力は次式により 1310kW 以上の 1455kW (485kW×3 台) とする。

$$P_E \geq P \div \eta = 1200 \div 0.916 \div 1310$$

P_E : 内燃機関の出力 (kW)

P : 発電機の定格出力 (kW) = 1200

η : 発電機の効率 = 0.916

(2) 発電機

発電機の容量は、次式により 1500kVA (500kVA×3 台) とする。

$$Q = P \div \text{pf} = 1200 \div 0.8 = 1500$$

Q : 発電機の容量 (kVA)

P : 発電機の定格出力 (kW) = 1200

pf : 力率 = 0.80

表 3-9 高圧発電機車の負荷リスト

起動順序	設備・機器名	負荷容量(kW)*1
①	代替所内電気設備負荷 (自動投入負荷)	18
	非常用所内電気設備負荷 (自動投入負荷)	23
	電源内蔵型照明電源盤*2	30
	通信連絡設備	8
②	計装用無停電交流電源装置	20
	B-115V 系充電器	48
	B1-115V 系充電器 (SA) *3	24
	SA 用 115V 系充電器*3	24
	230V 系充電器 (RCIC)	48
③	230V 系充電器 (常用) *3	48
	計装設備*4	36
④	B-非常用ガス処理系排風機	22
	() 内は起動時	(88)
⑤	B-中央制御室非常用再循環送風機	25
	() 内は起動時	(92)
⑥	B-中央制御室送風機	148
	() 内は起動時	(395)
⑦	原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置*5	15
	合計 連続最大負荷	537
	() 内は最大負荷	(769)

注記*1: 電磁弁及び電動弁は負荷容量が小さく又は動作時間が短時間であるため、負荷容量には含めない。

*2: LEDライト (三脚タイプ), プラントパラメータ監視装置 (中央制御室待避室) を含む。

*3: 可搬型直流電源設備として使用する常設充電器。

・設備の相違
【東海第二, 柏崎 7】
島根 2 号機は高圧発電機車を 2 種類所持しており, 機関出力が異なるため個別に記載

・設備の相違
【東海第二, 柏崎 7】
設備仕様の相違

・設備の相違
【東海第二, 柏崎 7】
必要負荷の相違

*4: 重大事故等対処設備として使用する計装設備のうち、可搬型代替交流電源設備から給電可能な常設の計装設備 (原子炉建物水素濃度、燃料プール水位 (SA)、格納容器水素濃度 (SA) 及び格納容器酸素濃度 (SA)) である。

*5: 原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置の状態監視を含む。

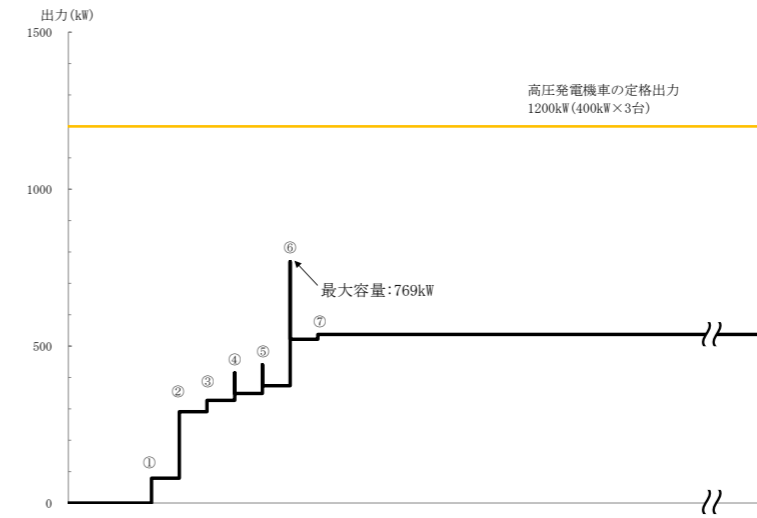


図 3-7 非常用所内電気設備及び代替所内電気設備への給電時の負荷積算イメージ

- ・設備の相違
【東海第二, 柏崎 7】
必要負荷の相違
- ・運用の相違
【柏崎 7】
⑧の相違

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
			<p>・設備の相違 【東海第二】 ⑫の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ⑫の相違</p>

3.4.2 緊急時対策所用発電機

最大所要負荷は、重大事故等発生時に緊急時対策所で要求される負荷の 79.13kW である。負荷リストを表 3-10 に示す。

発電機の出力は、十分な容量が確保できるよう、176kW の出力を有する設計とし、設定した発電機出力を発電機の効率で除すことにより、内燃機関の必要な出力を算出する。

最大所要負荷に基づき、内燃機関の出力及び発電機の容量を以下のとおりとする。

また、可搬形発電設備技術基準を準用し、「2.2 可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針」に記載の設計とする。

(1) 内燃機関

発電機の出力 176kW から、内燃機関の出力は次式により 230kW 以上とする。

$$P_E \geq P \div \eta = 176 \div 0.7652 \approx 230$$

P_E : 内燃機関の出力 (kW)

P : 発電機の定格出力 (kW) = 176

η : 発電機の効率 = 0.7652

(2) 発電機

発電機の容量は、次式により 220kVA とする。

$$Q = P \div \text{pf} = 176 \div 0.80 = 220$$

Q : 発電機の容量 (kVA)

P : 発電機の定格出力 (kW) = 176

pf : 力率 = 0.80

表 3-10 緊急時対策所用発電機の負荷リスト

設備・機器名	負荷容量 (kW)
換気空調設備	48.54
必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備	9.27
放射線管理設備	2.04
その他設備 (照明設備等)	19.28
合計	79.13

- ・資料構成の相違
【東海第二】
③の相違により島根 2 号機と記載箇所が異なる
- ・設備の相違
【柏崎 7】
設備仕様の相違
- ・設備の相違
【柏崎 7】
設備仕様の相違
- ・設備の相違
【柏崎 7】
設備仕様の相違
- ・設備の相違
【柏崎 7】
必要負荷の相違

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>3.4.3 可搬式窒素供給装置用発電設備</p> <p>可搬式窒素供給装置用発電設備の最大所要負荷は、可搬式窒素供給装置1台運転時の81.25kWである。</p> <p>発電機の出力は、十分な容量が確保できるよう、176kWの出力を有する設計とし、設定した発電機出力を発電機の効率で除すことにより、内燃機関の必要な出力を算出する。</p> <p>最大所要負荷に基づき、内燃機関の出力及び発電機の容量を以下のとおりとする。</p> <p>なお、可搬形発電設備技術基準を準用し、「2.2 可搬型の非常用発電装置の出力に関する設計方針」に記載の設計とする。</p> <p>(1) 内燃機関</p> <p>発電機の出力176kWから、内燃機関の出力は次式により <input type="text"/> kW以上の230kWとする。</p> $P_E \geq P \div \eta = 176 \div \text{} = \text{$ <p>P_E : 内燃機関の出力</p> <p>P : 発電機の定格出力 (kW) = 176</p> <p>η : 発電機の効率 = <input type="text"/></p> <p>(2) 発電機</p> <p>発電機の容量は、次式により220kVAとする。</p> $Q = P \div \text{pf} = 176 \div 0.80 = 220$ <p>Q : 発電機の容量 (kVA)</p> <p>P : 発電機の定格出力 (kW) = 176</p> <p>pf : 力率 = 0.80</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二，柏崎7】</p> <p>設備仕様の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二，柏崎7】</p> <p>設備仕様の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二，柏崎7】</p> <p>設備仕様の相違</p>